

環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業

発注にかかる

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成30年3月

本説明書は、環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業（以下「本事業」という。）の発注にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1. 入札に付する事項

本事業は、以下の（１）及び（２）の２業務を併せたものであり、それぞれを個別に契約締結するものである。

但し、業務（１）、業務（２）は関連する業務であるため、どちらかの契約が不履行などの理由により契約解除となった場合、２業務の契約効力を失うものとする。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

なお、本入札にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）その他関係法令に則ることとする。また、箕面市契約規則（昭和 55 年規則第 40 号。以下「契約規則」という。）その他の条例、規則等の規定を遵守することとする。

- | | |
|---------|--|
| （１）名 称 | 環境クリーンセンター基幹改良工事(以下「業務（１）」という。) |
| ①契約期間 | 契約締結日から平成 33 年（2021 年）3 月 12 日まで |
| ②業務内容 | 長寿命化総合計画に基づく施設の基幹改良工事
※別添「環境クリーンセンター基幹改良工事仕様書」（別紙 1）を参照のこと。 |
| ③履行場所 | 箕面市大字粟生間谷 2898 番 1 地内（箕面市環境クリーンセンター） |
| ④参考価格 | 4, 212, 000, 000 円とする。
(消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。) |
| （２）名 称 | 環境クリーンセンター長期包括運営委託(以下「業務（２）」という。) |
| ①契約期間 | 契約締結日から平成 45 年（2033 年）3 月 31 日まで
※契約締結日から平成 30 年（2018 年）9 月 30 日までの期間は引継、準備期間とする。 |
| ②業務内容 | 施設の運転、維持管理、補修を含めた包括的な運転維持管理業務
※別添「環境クリーンセンター長期包括運営委託要求水準書」（別紙 2）を参照のこと。 |
| ③履行場所 | 箕面市大字粟生間谷 2898 番 1 地内他（箕面市環境クリーンセンター他） |
| ④参考価格 | 11, 812, 000, 000 円とする。
(消費税等相当額を除く。) |
| （３）予定価格 | 16, 024, 000, 000 円とする。(消費税等を除く。)
予定価格は、業務（１）、業務（２）の参考価格の総額とする。また、その内訳は業務（１）、業務（２）の各参考価格を超えない額とする。
なお、業務（１）、業務（２）の少なくとも一方が上限を超過している場合は価格に関する評価点は算出せず、価格以外の評価項目の評価に |

関わらず失格とする。

2. 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き 2 年以上その営業を行っていること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は第 200 条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (7) 本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (8) 単体企業又は 2 者以上で構成される共同企業体であること。
- (9) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (10) 業務開始日までに本事業の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- (11) 施設規模 100t/24h 以上の焼却炉、廃熱ボイラー、タービン発電機を有する地方公共団体のごみ処理施設（一般廃棄物に限る）の基幹改良工事請負実績、または長期包括運営委託受託実績を有すること。

3. 入札者の構成

入札者は、業務（1）及び業務（2）を実施する予定の単体企業又は 2 者以上で構成する企業体とする。また、入札者は、単体企業、共同企業体を構成する企業（以下「構成企業」という。）、協力会社（単体企業又は構成企業以外の者で、事業開始後受託者から業務（1）や業務（2）の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）が本事業の遂行上果

たす役割等を明らかにするものとする。

共同企業体にあつては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、単体企業は代表企業を兼ねるものとする。代表企業又は構成企業の変更は認めない。ただし特段の事情があると箕面市（以下「市」という。）が認めた場合は、この限りではない。

単体企業又は構成企業が、他の単体企業又は構成企業となることは認めない。また、同一参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

4. 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 電話番号：072-724-6714）

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等を行わない。

5. 入札の方法

(1) 入札書（様式1）

入札者は、「入札書」（様式1）に入札価格（消費税等を除く。）を総額で記載の上、記名、押印し提出しなければならない。

(2) 業務内訳書（様式2-1～様式2-3）

入札者は、業務（1）及び業務（2）の業務ごとの入札価格の内訳（消費税等を除く。）を記載のうえ提出しなければならない。

(3) 提案書（様式3～21）

入札者は、価格以外の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要な事項を記載の上、提出しなければならない。

(4) 提案関連書類

入札者は、提案書に必要な資料等を添付しなければならない。

(5) 注意事項及び禁止事項

① 入札書及び提案書は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名、押印し提出しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を添付のうえ、当該受任者が提出した場合は、この限りではない。

② 契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出することができる。

③ 入札者は、提出した入札書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。

④ 入札書及び内訳書には、見積金額の消費税等を除いた額を記載するものとする。

6. 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

(2) 価格に関する評価

「落札者決定基準」(資料1)の「価格に関する評価」に基づき点数化する。

(3) 価格以外に関する評価

「落札者決定基準」(資料1)の「価格以外に関する評価」に基づき点数化する。

(4) 低入札価格調査

入札額において、市が必要であると認めるときは、当該入札者に積算資料の提出及びその根拠の説明の聴取、その他必要な措置(以下「調査」という。)を講ずる。

当該調査において、業務内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該入札者を落札者とししない。

(5) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めることがある。当該請求に応じない場合は、入札を無効とする。

7. 現場確認に関する事項

(1) 環境クリーンセンター等の現場確認を行いたい場合は、現場確認申込書(様式22)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2) 申請書の提出期限：平成30年(2018年)3月26日(月)正午まで(必着)

(3) 送信先アドレス：sisetu@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業現場確認申込書(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部環境クリーンセンター(箕面市大字栗生間谷2898番1 電話072-729-4280)とする。

(4) 回答は、担当者に連絡する。

8. 質問書に関する事項

(1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書(様式23)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2) 質問書の提出期限：平成30年(2018年)3月30日(金)正午まで(必着)

(3) 送信先アドレス：sisetu@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業質問書(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部環境クリーンセンター(箕面市大字栗生間谷2898番1 電話072-729-4280)とする。

(4) 質問及び回答は、市のホームページに随時掲載する。

9. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

- ①入札書（様式1）
- ②業務内訳書（様式2-1～様式2-3）
- ③提案書（様式3～21）

※入札書及び提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出のこと。

(2) 入札書等の提出場所

箕面市役所別館6階 総務部契約検査室

(3) 入札書等の提出日時

平成30年（2018年）4月27日（金）午前9時から午後5時まで

(4) 入札書等の提出方法

下記の要領で作成し、必ず持参すること。

①入札書・業務内訳書

入札書・業務内訳書は、封筒に密封し、封筒の表に社名及び件名「環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業入札書」を朱書して、1部提出する。

②提案書

ア 提出部数10部（正本1部、副本9部）

イ 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェックリスト（様式3）のチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

ウ. 正本には、入札者の商号又は名称を記入してもよいが、副本には、入札者が特定できないようにすること。

(5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(6) 開札に立会いを希望する場合は申し出ること。

開札日時：平成30年（2018年）4月27日（金）午後5時

開札場所：箕面市役所別館6階 入札室

①開札立会申込書（様式25）に必要な事項を記入の上、メールで送信すること。

②申込期限：平成30年（2018年）4月20日（金）正午まで（必着）

③送信先メールアドレス：sisetu@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業開札立会申込書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部環境クリーンセンター（箕面市大字粟生間谷2898番1 電話 072-729-4280）とする。

(7) 提案書類等の審査に先立ち、入札者から提案書類の内容についてヒアリングを行うこととする。なお、実施日時については、入札者各自に連絡する。

10. 落札者の決定方法

(1) 入札者の評価は、「6. 落札者の決定基準」に基づき、価格に関する評価の点数及び価格以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。

(2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札の候

- 補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を補欠の候補者とする。
- (3) 最も有利な入札者が2者以上あるときは、くじにより落札の候補者を決めるものとする。
 - (4) 落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書（様式24）及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
 - (5) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
 - (6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

11. 申請書等の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式24）
- (2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料
 - ①登記簿謄本（法人）
 - ②印鑑証明書 ※写し不可、原本添付
 - ③法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ④事業税の納税証明書
 - ⑤市町村民税の納税証明書 ※箕面市内に本支店がある場合
 - ⑥許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - ⑦技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧業者カード・契約実績一覧表
 - ⑨電算入力票
 - ⑩委任状 ※支店等が契約先となる場合
 - ⑪誓約書（暴力団員不当行為防止）
- (3) 有資格者は、上記（2）の書類を省略することができる。
- (4) 提出方法は、持参又は郵送によるものとする。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 競争入札参加資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

12. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、工事請負契約書（案）及び業務委託契約書（案）の記載とおりとする。

13. 契約書作成の要否

- (1) 契約書は、市が指定する以下のものとする。
 - ①基本契約書（案）（資料2）
※業務（1）、業務（2）の2業務の履行及び成果の関連付けとして締結する。
 - ②工事請負契約書（案）（資料3）
※業務（1）の履行及び成果を目的として締結する。
 - ③業務委託契約書（案）（資料4）
※業務（2）の履行及び成果を目的として締結する。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

14. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者の入札
- (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 指定の日時までに提出しなかった入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (10) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (11) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (12) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (13) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

15. 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

16. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 業務（1）の契約は市議会の議決を要するため、「この契約書は仮契約であって箕面市議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとする。」の条文を契約書に付記する。したがって、業務（1）の契約が効力を生じない場合は、業務（2）の契約効力を失うものとする。